

戸田市ボランティア・市民活動支援センターイメージキャラクター使用取扱要領

平成25年2月19日市長決裁

(目的)

第1条 この要領は、戸田市ボランティア・市民活動支援センター（以下「センター」という。）イメージキャラクター「トマピー」のデザイン（以下「トマピー」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用申請)

第2条 トマピーを使用しようとする者は、あらかじめトマピー使用申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 戸田市が使用するとき。
- (2) その他市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条に規定する申請に対し、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、トマピーの使用を承認するものとする。

- (1) トマピー作成の趣旨を妨げるおそれがあるとき。
- (2) センター及びトマピーの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠として、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と市長が認めたとき。

2 市長は、前条に規定する申請を行った者に対し、適当と認めたときはトマピー使用（内容変更）承認通知書（第2号様式）を、不相当と認めたときはトマピー使用（内容変更）不承認通知書（第3号様式）を交付するものとする。

(使用許諾料)

第4条 トマピーの使用許諾料は、無料とする。ただし、販売を目的として使用する場合において市長が適当と認めたときは、使用許諾料を徴することができる。

(使用期限)

第5条 トマピーの使用期限は、承認日から3年を超えた日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再申請を行うことを妨げない。

(使用上の遵守事項)

第6条 トマピーを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のとおり使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 「戸田市ボランティア・市民活動支援センター TOMATO イメージキャラクター トマピー」との表記を付すこと。ただし、市長が適当と認めたときは、この限りでない。
- (3) 定められた形、色等を使用すること。ただし、市長が適当と認めたときは、こ

の限りでない。

- (4) 承認された物品等の完成品は、速やかに提出を行うこと。ただし、当該完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更申請)

第7条 トマピーの使用の承認後、承認された内容について変更するときは、あらかじめトマピー使用内容変更申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容が第3条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、トマピーの使用を承認するものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する申請を行った者に対し、適当と認めたときはトマピー使用(内容変更)承認通知書を、不相当と認めたときはトマピー使用(内容変更)不承認通知書を交付するものとする。

(権利設定の禁止)

第8条 トマピーを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録その他の著作物に関する自己の権利の設定又は登録をしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 トマピーの使用の承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第10条 市長は、トマピーを使用する者がこの要領に違反したときは、その使用の差止め請求、必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。この場合において、当該使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- 2 市長は、トマピーの使用の承認を受けた者がこの要領に違反したときは、トマピー使用承認取消通知書(第5号様式)を交付し、その承認を取り消すことができる。

- 3 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消された者に損害が生じても、その責めを負わない。

(損害賠償等)

第11条 市長は、トマピーを使用する者が故意又は過失により戸田市に対し損害を与えたときは、その賠償を請求することができる。

- 2 市長は、トマピーを使用する者がトマピーを使用することにより第三者に対し損害又は損失を与えたときは、法律上の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

## トマピー使用申請書

年 月 日

(宛先)

戸 田 市 長

(申請者)

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

下記のとおり、トマピーを使用したいので申請します。

### 記

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間（予定でも可）

年 月 日 ～ 年 月 日

4 使用数量

5 有償・無償の別

有償（売価 円） ・ 無償

6 頒布方法

7 連絡先

担当者氏名

TEL

FAX

8 添付書類（図案等）

第2号様式（第3条、第7条関係）

トマピー使用（内容変更）承認通知書

第 号  
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 

年 月 日付けで申請のあったトマピーの使用（内容変更）について、  
下記の条件を付して承認します。

記

- 1 承認内容は、別添のトマピー使用（内容変更）申請書のとおりとする。
- 2 戸田市ボランティア・市民活動支援センターイメージキャラクター使用取扱要領を遵守すること。
- 3 完成品を速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難な場合は、その写真を提出すること。

第3号様式（第3条、第7条関係）

トマピー使用（内容変更）不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 

年 月 日付けで申請のあったトマピーの使用（内容変更）について、  
下記の理由により不承認とします。

記

（不承認理由）

第4号様式（第7条関係）

トマピー使用内容変更申請書

年 月 日

（宛先）

戸 田 市 長

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）

添付書類（図案等）

第5号様式（第10条関係）

## トマピー使用承認取消通知書

第 号  
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 

年 月 日付け 第 号で承認したトマピーの使用について、  
下記の理由により使用の承認を取り消します。

### 記

#### 使用承認取消理由

- 1 申請者の都合のため
- 2 戸田市ボランティア・市民活動支援センターイメージキャラクター使用取扱要領の  
内容に違反すると認められたため

(内容)

- 3 その他

(内容)